

○学生のグループウェアシステムの掲示板の利用に関する申し合わせ

〔平成 22 年 6 月 14 日〕
第 3 回学生委員会

県立医療大学情報システム使用要項第 7 条別表第 1 に定められた学生が利用できるシステム、掲示板（学内情報交換）・掲示板（学生掲示板）について下記のとおり定める。

- 1 外部で行われる催事の紹介，及び学生団体（認定部・サークル）及びその他学生の利用について掲示板等掲載申請書を事務局長に申請する。
- 2 事務局長は，掲示板等掲載申請書の写しを学生部長に提出する。
- 3 事務局長は学生部長と協議のうえ，催事の紹介については，茨城県立医療大学の後援会名義使用承認取扱要領に基づき，掲載可能な内容か判断し，可能な場合は学生に掲示板（学内情報交換）に掲載を認める旨を連絡する。
- 4 事務局長は学生部長と協議のうえ，学生団体（認定部・サークル）については，掲載可能な内容か判断し，可能な場合は学生にホームページのサークルに掲載を認める旨を連絡する。
- 5 事務局長は学生部長と協議のうえ，その他の利用については，掲載可能な内容か判断し，可能な場合は学生に掲示板（学内情報交換・学生掲示板）に掲載を認める旨を連絡する。